

川崎市木造住宅耐震改修助成制度要領

平成 28 年 3 月 31 日

27 川ま情第 3388 号

市長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要領は、川崎市木造住宅耐震改修助成制度要綱（27 川ま建管第 3357 号。以下「要綱」という。）第 3 条の規定に基づき、施工者の登録に必要な事項を定めるほか、川崎市木造住宅耐震改修助成制度（以下「改修助成制度」という。）を円滑に実施することを目的とする。

(診断士の業務)

第 2 条 改修助成制度において、診断士は、精密診断、補強計画等及び工事監理を行うものとする。

(施工者の業務)

第 3 条 改修助成制度において、施工者は、診断士が作成する補強計画等に沿って補強工事等を行うものとする。

(川崎市木造住宅耐震改修施工者登録講習会)

第 4 条 市長は、施工者として登録しようとする者（以下「登録申請者」という。）に対し、改修助成制度の内容及び施工者としての業務の周知を図るため、川崎市木造住宅耐震改修施工者登録講習会（以下「講習会」という。）を開催するものとする。

(登録の申請)

第5条 登録申請者は、川崎市木造住宅耐震改修施工者名簿登録申請書（第1号様式）及び施工者経歴書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(施工者の登録)

第6条 市長は、前条による申請において、次に掲げる要件に該当する建設業者を、川崎市木造住宅耐震改修施工者名簿（第3号様式。以下「施工者名簿」という。）に登録するものとする。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受け、原則として市内中小企業者（川崎市内に登記簿上に記載された本店がある事業者で、中小企業基本法第2条各号及び同法関連政令に定める中小企業者）であること。

(2) 次に掲げる要件を満たす者が在籍していること。

ア 建築士、建築施工管理技士若しくは建築大工技能士又は建築一式工事若しくは大工工事に係る5年以上の実務経験を有すること。

イ 登録申請年度に第4条第1項に規定する講習会を受講していること。

2 施工者の施工者名簿への登録期間は、当該登録を行った日から翌年度の5月末日までとする。

3 施工者名簿及び施工者経歴書は、まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課の窓口、川崎市公式ウェブサイト及び一般財団法人川崎市まちづくり公社の耐震相談窓口において、個人情報に係らない事項に限り市民の閲覧に供するものとする。

(登録の更新)

第7条 施工者は、登録期間が満了する年の3月末日までに、川崎市木造住宅耐震改修施工者名簿登録更新届（第4号様式）を川崎市長に提出したときは、次の各号に該当する場合に限り、これを翌年度の5月末日まで延長することができる。

- (1) 前条第1項（第2号イを除く。）の要件を満たしていること。
- (2) 登録期間の満了までに、第4条第1項に規定する講習会を受講していること。

2 前項の規定に基づき更新の手続きを行う者は、施工者経歴書（第2号様式）を併せて提出しなければならない。

(登録内容の変更)

第8条 施工者は、登録内容に変更があったときは、速やかに川崎市木造住宅耐震改修施工者名簿登録変更届（第5号様式）に関係書類を添えて市長にその旨を届け出なければならない。

(施工者の登録の消除)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による登録を消除しなければならない。

- (1) 川崎市木造住宅耐震改修施工者登録消除届（第6号様式）により登録の消除の届出があったとき。
- (2) 第6条第1項（第2号イを除く。）に規定する登録要件を満たさない事由が生じたとき。
- (3) 市民に不利益を与える等の不当行為を行ったとき、又はその他施工者として不適当と認める事由が生じたとき。

(4) 不正な手段により登録を受けたとき。

2 市長は、前項第3号及び第4号の規定による登録を消除したときは、川崎市木造住宅耐震改修施工者登録消除通知書（第7号様式）を当該施工者に通知するものとする。

3 市長は、第1項第3号及び第4号の規定による登録を消除したときは、その事実を一般に公表するものとする。

(施工者の再登録)

第10条 前条第1項第3号又は第4号の規定により施工者登録の消除を受けた者は、消除の日から起算して5年を経過しない限り、再度、施工者の登録申請を行うことはできない。

(診断士及び施工者の責務)

第11条 診断士は第2条に規定する業務を行うときは、良心的かつ誠実に行わなければならない。

2 施工者は第3条に規定する業務を行うときは、良心的かつ誠実に行わなければならない。

3 診断士及び施工者は、交付対象者が耐震改修工事に関する申請手続き及び届出を行う際には、支障をきたさぬよう添付図書の調整等に協力しなければならない。

(指示)

第12条 市長は、必要と認める事項が生じたときは、診断士及び施工者に対して指示することができる。

(耐震改修等の申請者に関する特例)

第 13 条 所有者が複数名存在するときは、申請者は、改修助成制度に関する一切の手続き及び権限を申請者に委任する旨の所有者全員の委任状を、川崎市木造住宅耐震改修助成金交付申請書と共に、市長に提出しなければならない。

2 申請者が所有者以外の場合は、申請者は、改修助成制度に関する一切の手続き及び権限を申請者に委任する旨の所有者全員の委任状を、川崎市木造住宅耐震改修助成金交付申請書と共に、市長に提出しなければならない。

3 前 2 項について、市長がやむを得ないと認めた場合においては、この限りではない。

(助成金額の変更に伴う申請の特例)

第 14 条 要綱第 7 条第 1 項に規定する軽微な減額は 10 万円未満の減額とする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に施工者の登録をしている者は、平成 28 年 3 月 31 日までに第 3 号様式の書面を市長に提出することにより第 7 条第 1 項の規定による登録の更新がなされた者とみなす。

附 則 (平成 29 年 2 月 1 日 28 川ま建管第 2733 号)

(施行期日)

1 この要領は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に施工者の登録をしている者は、平成 29 年 3 月 31 日までに第 7 条第 1 項の規定により市長に提出することにより、平成 30 年 5 月 31 日まで第 6 条の規定による登録がなされた者とみなす。

附 則 (平成 31 年 3 月 29 日 30 川ま建管第 1367 号)

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 31 日 31 川ま防第 658 号)

(施行期日)

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 31 日 2 川ま防第 483 号)

(施行期日)

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。